

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市交通対策協議会補助金			補助金番号	G2-3	
所管部署	土木部 交通対策課					
根拠名称 (交付規則以外)	決裁					
交付の目的	交通事故防止のために、交通対策協議会が実施する「交通事故をなくす運動」事業に対し補助を行う。					
補助対象経費	枚方市交通対策協議会事務局職員の人件費(給料、職員手当、共済費) 交通事故をなくす運動推進に伴う物件費(報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料)					
補助率・補助額	全額補助					
交付先	枚方市交通対策協議会					
開始年度	昭和44 年度	終期年度	令和6 年度	サンセット期日	年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

		(千円)			
		H31(R1)	R2	R3	R4
予算額		10,936	11,130	10,400	10,972
決算額		10,402	10,234	9,203	/
特定財源	国庫支出金				
	府支出金				
	その他				
一般財源		10,402	10,234	9,203	
		(件)			
交付実績		1	1	1	

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	市域全域における交通事故防止運動について、小学校区単位での活動をサポートするものであることから、本補助金は、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	市域全域で交通事故防止運動を展開するには、各地域における活動が必要であり、当課の「交通安全啓発事業」の目的達成のために、本補助金の交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	各小学校区44支部における交通安全・交通事故防止運動は、交通安全啓発や小学生への交通安全指導を行うなど現在の社会情勢においてニーズが高く、国府からの最新情報の提供や活動内容を取りまとめ、交通安全対策につなげる活動を行う事務局は協議会の運営上必要不可欠である。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	枚方市内における交通事故発生件数は着実に減少しており、期待する効果を挙げている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	運動の展開には、各支部との密接な連携を速やかに行うことが必要であるため、本市の直接執行ではなく、専用の事務局を置いて補助金を交付する方が効果的である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	市内各地域での交通安全運動の展開に対し、公平なサポートを行う必要があり、これを行えるのは枚方市交通対策協議会のみである。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	「枚方市交通対策協議会に対する補助金交付要綱」において対象経費を定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助対象経費が「枚方市交通対策協議会に対する補助金交付要綱」で定められており、妥当性が明確である。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	予算書や決算書、事務事業実績測定等で公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	各地域における運動を展開するという公益的な事業のための事務局に補助金交付を行っている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	独自財源や自主事業を持たない団体であるため、事業実施のためには補助金交付が必要であると判断できる。

## ③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
当該補助金を廃止すると、枚方市交通対策協議会の運営が継続できなくなり、地域における交通安全・交通事故防止運動が滞る恐れがある。	常勤職員の定年に合わせて、当該補助金の廃止を検討する。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	廃止
上記方向性を 選択した理由	当団体の常勤職員の定年に合わせて、当該補助金を廃止し、直営での運営の検討を行うため。
対応完了・廃止予定時期	令和6年度末

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	枚方交野交通安全協会補助金			補助金番号	G2-4	
所管部署	土木部 交通対策課					
根拠名称 (交付規則以外)	決裁					
交付の目的	交通事故防止のために、枚方交野交通安全協会が行っている交通安全啓発事業に対して補助を行う。					
補助対象経費	交通安全活動費(広報宣伝費、安全教育費、行事費、表彰費)					
補助率・補助額	全額補助					
交付先	一般社団法人 枚方交野交通安全協会					
開始年度	昭和44 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末	
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○ その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	3,200	3,200	2,500	2,900
決算額	3,048	827	882	/
特定財源	国庫支出金			
	府支出金			
	その他			
一般財源	3,048	827	882	

(件)

交付実績	1	1	1	
------	---	---	---	--

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	全ての世代の市民に向けて交通安全啓発を行うものであることから、本補助金は、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	市域における交通安全啓発は、市のみでなく警察及びその関連団体との連携が不可欠であり、当課の「交通安全啓発事業」の目的達成のために、本補助金の交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	各種行事や講習会への市民の参加状況から、高いニーズがあると判断される。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	枚方市内における交通事故発生件数は着実に減少しており、期待する効果を挙げている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	市域における交通安全啓発は、警察署との連携が不可欠である。本市の直接執行に加え、警察と効果的な連携や独自事業との相乗効果を図る観点から、枚方交野交通安全協会へ補助金を交付して執行する方が効果的である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	全ての世代の市民に向けて事業を行えることが要件として不可欠であり、これに合致する団体は枚方交野交通安全協会のみである。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	全額補助であるが、本市の関わる交通安全啓発事業に対してのみ補助金交付を行っている(枚方市内で行われる枚方交野交通安全協会の独自事業には補助していない)。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助金の使用対象が、本市が関わる交通安全啓発事業に限定しており、その内容が明記された予算と決算の資料が提出されている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	予算書や決算書、事務事業実績測定等で公表している。

## ②補助金性質分類別の視点

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	全市民に広く交通安全啓発を行うという公益的な事業実施に対し、補助金交付を行っている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	本市の「交通安全啓発事業」の目的が達成できなく恐れがあり、必要と認められる。

## ③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
当該補助金を廃止すると、全国的に実施される春及び秋の交通安全運動や警察などと連携した交通安全啓発事業に対応できなくなる恐れがある。	交付基準の整理や補助内容は精査するものの、当該補助金を継続し交通安全啓発事業を行っていく。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	市域における交通安全啓発は、交通事故の発生を抑制し、市民生活の安全・安心を高める上で必要不可欠な取り組みであり、市内における事故件数が年々減少するなど効果の発現も見られる。 この啓発を実施する上で地元警察との連携が不可欠であるため、警察と密接に連携し、独自の啓発事業にも取り組み、相乗効果が期待できる枚方交野交通安全協会への補助金の交付を継続することが、交通安全啓発の効率的・効果的な実施につながる。
対応完了・廃止予定時期	